

巻末資料

(1) 造成計画：他史跡公園の盛土事例調査	117
(2) 遺構表現：遺構復元の表示手法例	122
(3) 修景・植栽：広葉樹林への遷移の事例	126
(4) 案内・解説施設：サインの仕様・デザイン	127
(5) 案内・解説施設：サイン種別のデザイン事例	129
(6) 案内・解説施設：デジタルコンテンツの導入検討	131
(7) 管理・運営体制：市民参加による計画事例	135
(8) 関係法令	136

(1) 造成計画：他史跡公園の盛土事例調査

盛土事例として既に整備されている史跡公園、又は整備基本計画がとりまとめられている史跡公園における盛土の手法についてインターネットや現地視察により収集・整理した。

1) 各種整備における盛土厚の事例

住居復元部等の盛土厚の事例を表 1-1-1 ～ 1-1-2 に、植栽地における盛土厚の事例を表 1-2-1 ～ 1-2-2 に示す。

表 1-1-1 住居復元部等の盛土厚の事例 (1)

遺跡名、報告書名	盛土厚など	造成概要
史跡大鹿窪遺跡保存整備基本計画 (平成 31 (2019) 年 3 月、富士宮市教育委員会)	1.4 m (遺構面の深さ 2.0 ～ 3.4 m)	谷状地形を復元するため、現地盤から 1.4 m 程度 (遺構面から 2.5 m 厚を確保) の盛土をし、約 1.0 m 程度の掘り込みを行った。 竪穴式住居を復元する箇所については現地盤が遺構面から約 2.1 m であることから、盛土は薄くしている。 A 地区東側の住居跡および溶岩流跡の遺構包含エリア上部には住居跡遺構面から約 2.0 m、遺構周囲より約 1.0 m の覆土がある。 1.4 m 程度の盛土。
史跡二ツ森貝塚整備基本構想および整備基本計画 (平成 30 (2018) 年 3 月、七戸町)	0.3 m	過去の整備により緩やかな窪みに最大 30 cm の盛土がなされ、また園路の盛土により旧地形が分かり難くなっている。 発掘調査の情報に基づき遺構面から均一な高さまで遺構保護盛土を施す。
史跡梅野木遺跡整備報告書 (平成 30 (2018) 年 4 月、北杜市教育委員会)	80 cm (1.1 ～ 1.2 m)	遺構面は、発掘調査後に 30 ～ 40 cm の保護盛土による埋戻土を遺構保護層ととらえ、上部の盛土との間に将来発掘時の目安の表示層として砂層 (厚 5 cm) を敷設した。上部盛土は最大で 75 cm とし、遺構保護の視点から、下層盛土 25 cm と上層盛土 50 cm (最大) に区別。
史跡下野谷遺跡整備基本計画 (平成 31 (2019) 年 3 月、西東京市教育委員会)	遺構に影響のない盛土厚	発掘調査で明らかにされた遺構確認面の起伏を元に縄文時代の生活面の古地形を推定し、復元的な造成。その際、隣地に影響を与えないよう、雨水排水計画をたて、場合によっては、盛土崩落と土砂流出の防止策を講じた。なお、盛土の厚さは、植栽に関する計画などと併せて検討した。
史跡大塚歳勝土遺跡 (横浜市、取材)	1.5 m	発掘調査後埋め戻し、および保護盛土
(仮称)「丘珠縄文遺跡公園」整備基本計画 (札幌市)	現状維持 (1.5 m)	現状で 1.5 m の盛土がなされておりこれを維持する

表 1-1-2 住居復元部等の盛土厚の事例 (2)

遺跡名、報告書名	盛土厚など	造成概要
史跡「乙塚（おとつか）古墳附段尻巻（だんじりまき）古墳整備計画（土岐市）	墳丘の地形復元	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺の道路等レベルとの自然な形でのすりつけを前提とした造成とする。 ・発掘調査等の成果を踏まえ、可能な範囲において古墳が立地した往時の地形の復元を目指す。 ・ふれあい広場整備に際して、表層を透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数が現況から大きく変化しないように配慮する。 ・広場としての利用の観点から、過湿状態にならないように排水計画を立てる。
(仮称) 安満遺跡公園整備構想（高槻市）	0.5～0.8 m (1 m以上)	弥生以降の堆積層が0.5～1.2 mありその上に保護盛土を0.5～0.8 m行い遺跡保存の土層厚を1.0 m以上確保した。既存木は根茎への保護処理を行ない、新規植栽は保護盛土内に根を収めるようにした。また給排水設備や電気等の基盤施設は保護盛土内に収めた。
史跡西沼田遺跡整備事業報告書 (平成 26 (2014) 年、天童市)	0.6 m	事前に地質調査や測量調査を実施し、重量物の荷重が充分分散される厚さとして、地表面から約 60cm の保護盛土を造成する。 盛土に使用される砂についても、雨水等が浸透しやすくあまり乾燥しない程度の山砂とした。

表 1-2-1 植栽地における盛土厚の事例 (1)

遺跡名、報告書名	盛土厚	植栽
史跡大鹿窪遺跡保存整備基本計画 (平成 31 (2019) 年 3 月、富士宮市教育委員会)	1.4 m (遺構面の深さ 2.0～3.4 m)	花粉分析等の調査に基づく当時の植生復元：現在の東北北部から北海道日高山脈～十勝にかけての太平洋側での現在の植生と同様
史跡二ツ森貝塚 整備基本構想および整備基本計画 (平成 30 (2018) 年 3 月、七戸町)	0.3 m	修景植栽（遺跡保護のため東地区）：樹木の新たな植栽は行わない。西地区および中地区には民家との間に緩衝植栽。植穴の底に防根シート敷設。 林相改良：縄文の森ゾーンは現状スギ林、史跡に近い範囲からスギを伐採し、縄文時代の森に近い樹種の苗木や実生から段階的に育成していく。
史跡梅野木遺跡整備報告書（平成 30 (2018) 年 4 月、北杜市教育委員会）	80 cm (1.1～1.2 m)	上層草地を鋤取り。造成時に表面に埋め戻した。工事終了後 1 年である程度の植生の回復が見られ、2 年後にはほぼ植生が回復した。
史跡大塚歳勝土遺跡（横浜市、取材）	1.5 m	墓域や集落は芝張り周辺と斜面は既存雑木林と竹林。

表 1-2-2 植栽地における盛土厚の事例 (2)

遺跡名、報告書名	盛土厚	植栽
(仮称)「丘珠縄文遺跡公園」整備基本計画 (札幌市)	現状維持 (1.5 m)	既存樹木 450 本の活用。周辺景観との調和考えて、必要に応じて移植。そして調査研究に基づく古植生の復元を市民参加で進めていく計画。遺跡保全ゾーンは今後の調査を考慮し芝張りとは既存樹木活用。エントランスゾーンは修景に既存木と花木の植栽。
史跡「乙塚 (おとつか) 古墳附段尻巻 (だんじりまき) 古墳整備計画 (土岐市)	墳丘の地形復元	墳丘は、墳丘上の危険木を伐採し、表面を地被植物によるグラウンドカバーを施す。計画地外縁には結界植栽・遮蔽植栽等を検討する。広場等には適宜、景観木・修景木・緑陰樹を植栽する。導入樹種は地域の在来種を原則とする。
(仮称) 安満遺跡公園整備構想 (高槻市)	0.5 ~ 0.8 m (1 m 以上)	まとまった景観を造り出していくための植栽の大きな方向性を示す。①弥生の景観植栽、②弥生の歴史空間体感植栽、③都市空間植栽、④防災空間の背景となる緩衝植栽。具体的には、草原の在来種とノシバが混じる現状の原っぱを主体とする。既存高木類は景観を考慮し保全を図り、遮蔽と緑陰を確保。外来種や栽培種を整理、在来植生へ誘導。
史跡西沼田遺跡整備事業報告書 (H26. 3 天童市)	0.6 m	人々と植物のかかわりを実感できる場を目指し、特に体験学習などにも利用できるクルミやクリ、ブナ、クヌギなどの有用植物を多く植栽しながら、全体としてまとまりのある景観を目指した。また、当初から巨木を植えず、管理活用の中で育成して、周辺景観との調和と無理のない植物育成を図ることとした。湿地造成、実のなる木など樹林造成、食用・薬用植物、遮蔽植栽 (高速道路)

2) 植栽技法事例 「史跡西沼田遺跡整備事業報告書」(平成 26.3 天童市) より
 高木や中高木の植栽では、成長した木の根が遺構を傷つけたりすることがないように、盛土内に防水シートを設置している。また、盛土には、遺構の保存を考えて山砂が使用されているため、木の根元部分を客土に置き換え、さらに、根の呼吸を助けるため、酸素管を設置して植栽を行った。

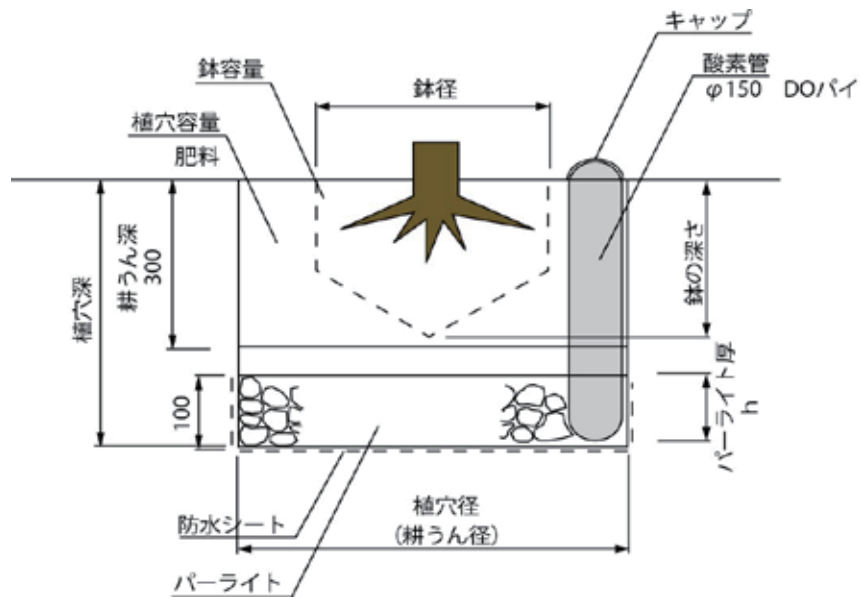


図 1-1 植栽技法事例

3) 高木の根系の深さ

史跡指定地内の修景のための高木植栽においては、表 1-3 に示す各樹種の根系の最大深さを参考として盛土を施す。

表 1-3 樹種ごとの根系の最大深さ

	根系の最大深さ (cm)	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	樹齢 (年)	立地
ヤマナラシ	110	22	14	30	関東ローム
エノキ	100	28	13	40	関東ローム
ブナ	120	38	20	80	BD 型土壌
コブシ	160	26	14	40	関東ローム
ミズキ	130	36	16	50	火山砂礫土壌
ミズキ	120	22	10	35	関東ローム
ハンノキ	130	23	13	50	関東ローム
ホオノキ	160	24	15	45	関東ローム
クヌギ	220	34	14	50	関東ローム
クリ	180	22	14	40	関東ローム
キハダ	180	22	8	15	関東ローム
オニグルミ	180	20	8	40	関東ローム
コナラ	280	26	16	40	関東ローム

出典：「樹木根系図説」(荻住昇 著、1979)

(2) 遺構表現：遺構復元の表示手法例

以下に、参考として他施設における遺構表現事例の一覧を示す。

また、次ページ以降に遺構表現の各手法に関する事例写真を掲載する。

表 2-1 遺構表現の事例

遺跡名、報告書名	遺構復元
史跡大鹿窪遺跡保存整備基本計画 平成 31 (2019) 年 3 月、富士宮市教育委員会	谷上地形を復元するため盛土をし、約 1.0 m 程度の掘り込みを行った。 遺構複製展示：地下遺構の複製（集石遺構など）、平面表示：盛土上での平面的表示（住居跡平面表示）、立体表示：盛土上での立体的表示（溶岩流跡など）、復元展示：調査等に基づく建築物等の復元（住居復元）集落範囲を舗装で示す。
史跡二ツ森貝塚 整備基本構想および整備基本計画 (平成 30 (2018) 年 3 月、七戸町)	貝塚の表現：表土の下に防草シートを敷設し、保護盛土の上面に貝を散在させる。 竪穴住居跡と土坑：縄文時代中期の平面表示を行い、全域に分布する様子を表現する。 フラスコ状土坑：人骨の複製展示する。同じく埋葬犬と剥ぎ取り断面の複製製作。 発掘時と同様にトレンチをつくり、剥ぎ取り資料から型取りした複製（FRP）をトレンチの断面に展示。
史跡梅野木遺跡整備報告書 (平成 30 (2018) 年 4 月、北杜市教育委員会)	発掘調査で発見された遺構のうち、環状に配置する竪穴住居 1 棟、建掛竪穴住居 1 棟、住居跡表現 10 箇所を選定して整備した。また、湯沢川活動域に敷石住居 1 棟、集石土坑 1 箇所を整備した。
史跡下野谷遺跡整備基本計画 (平成 31 (2019) 年 3 月、西東京市教育委員会)	発掘調査で明らかにされた遺構確認面の起伏を元に縄文時代の生活面の古地形を推定し、復元的な造成を行います。
史跡大塚歳勝土遺跡 (横浜市、取材)	周溝墓群（3 種の手法による）、弥生環濠集落の竪穴住居群の復元
(仮称)「丘珠縄文遺跡公園」整備基本計画（札幌市）	基本的に発掘など市民の体験参加が中心であり遺構復元はない。
史跡「乙塚（おとつか）古墳附段尻巻（だんじりまき）古墳整備計画（土岐市）	墳丘の現形状を留める形で、遺構の保存を重視した整備を行う。削平・崩落箇所は、検討した上で可能な範囲で盛土。墳端ラインについて平面的に表示し、遺構の境界を復元する。
(仮称) 安満遺跡公園整備構想 (高槻市)	京都大学の農場の管理施設を残しながらの空間整備を行ない、居住域と生産域、墓域を「象徴的」に表している。 透明パネルに竪穴住居などを表現し弥生の姿をイメージさせる手法などもとっている。
史跡西沼田遺跡整備事業報告書 (平成 26 (2014) 年 3 月、天童市)	集落復元、建物復元：平屋建物の基本構造：打込柱、三叉による小屋組、寄棟屋根、茅葺、茅壁、他に副屋、高床式建物、倉、作業小屋、木柵、微地形の復元、河川の復元・井関の復元、水田

1) 建物の復元事例（立体的表現）



写真 2-1 藤橋遺跡（新潟県長岡市）
掘立柱建物復元



写真 2-2 大塚・歳勝土遺跡（神奈川県横浜市）
竪穴住居



写真 2-3 妻木晩田遺跡（鳥取県大山町）
復元された竪穴住居



写真 2-4 竪穴住居の骨組みと竪穴
の構造を示したもの



写真 2-5 御所野遺跡（岩手県一戸町）
発掘成果に基づいて復元され燃やされた
竪穴住居」

2) 平面的表示



写真 2-6 大塚・歳勝土遺跡（横浜市）
レンガによる周溝跡表示



写真 2-7 妻木晩田遺跡（鳥取県大山町）
自然土舗装と木柱



写真 2-8 志田郡衙跡（静岡県藤枝市）
石柱と平板ブロック、洗出しと縁石による表示



写真 2-9 奥山荘江上館（新潟県胎内市）
建物跡と川の平面表示、砂利石およびア
スファルト舗装

3) 建物跡穴等の発掘時の遺構復元事例



写真 2-10 妻木晩田遺跡（鳥取県大山町）
発掘調査の様子を見せしている竪穴住居の断
面など



写真 2-11 大塚・歳勝土遺跡（横浜市）
発掘時の竪穴の様子を見せしている

4) 遺構の露出展示



写真 2-12 藤橋遺跡
遺構の露出展示（屋内）



写真 2-13 妻木晩田遺跡（鳥取県大山町）
遺構の露出展示（屋内）

5) レプリカによる遺構表示や遺跡のイメージ演出



写真 2-14 荒神谷遺跡（島根県出雲市）
樹脂系の素材で表面処理、銅剣はレプリカ









写真 2-15 加茂岩倉遺跡（島根県雲南市）
銅鐸のレプリカ発掘状況模型

(3) 修景・植栽：広葉樹林への遷移の事例

【参考事例：馬高遺跡における「縄文の森づくり」：長岡市】

- ヤマハンノキを主体に、先の高木類および中低木類の苗木を混植する。
 ヤマハンノキ 2：他樹種 1 の割合。密度は 2～4 m²に 1 本。(斜面を濃くする)。なおヤマハンノキの樹高は 1 年に 1 m ぐらいの成長が見込める。
- マルチング：現地発生のチップ材やバーク堆肥などでマルチングし乾燥防止とする。ただし 2 年目には雑草が出てくるために除草が必要。
- 3 年目くらいにはヤマハンノキが 5m 前後となり林の上層木を構成する。以降は徐々にヤマハンノキが育ち日陰で雑草が減ってくる。
- そして 4～5 年目からは虫が入ってヤマハンノキが枯れたり倒れたりする。その間に他の樹種が成長していく。
- およそ 7～10 年後にはヤマハンノキの多くが枯れて、クリ・クルミなど他の樹種が成長して林＝縄文の森を構成する。

表 3-1. 史跡馬高・三十稲場遺跡の植栽経過状況

植栽経過年	現地の状況	
	トチ	クリ
「植栽 2 年目」 苗木が活着し 成長を始めている 支柱の鳥居は高木植栽		
「植栽 5 年後」 ハンノキが 5 m 以上に育ち虫 が入って倒れたものもある クリ等他の樹種も順調に育っ ている		
「植栽 7 年後」 ハンノキの多くが枯れそれ 以外の木が成長している		

(4) 案内・解説施設：サインの仕様・デザイン

盤面に関しては紫外線などに対する褪色防止や、風圧などに対する転倒防止、接触した時の安全対策などの技術的な検討が要求される。

以下に案内・解説施設の仕様に関する指針を示す。

表 4-1. 本体素材の比較検討表

一般に用いられる材料	利点	欠点	機械的性質	耐久性	経済性	加工の自由度	備考
木材	・自然の風合いを出せる	・風化しやすい ・樹種によるバラツキが大きい		△	○	○	他の素材と比べると耐久性が劣るため、十分なメンテナンスを行う必要がある。自然・歴史景観と調和する。
本石	・自然の素材である ・安定感がある ・耐摩耗性に優れている	・強度にバラツキがある ・作業性が悪い		◎	×	△	初期投資が高いが、メンテナンスフリーである。年月を経るにつれ、味わい深いものとなる。
鉄	・もっとも普及している素材 ・材料のバリエーションが豊富	・防錆処理が必要 ・塗装のメンテナンスが必要	引っ張り強さ 41.52Kgf/m ² 以上	△	◎	◎	初期投資は安いですが、半年に一回以上の保守点検が望まれる。
ステンレス	・耐食性がよい ・独特の表面加工ができる	・他の素材と比べ高価	引っ張り強さ 53Kgf/m ² 以上	◎	○	○	初期投資は高いがほとんどメンテナンスフリーである。美観上(汚れ等)半年に一回程度の清掃が必要。
PCコンクリート 擬木	・型による自由な成形	・重い		○	×	△	初期投資は高いが、メンテナンスフリーである。
耐候性鋼材	・耐食性がよい	・塗装が限定される	引っ張り強さ 44Kgf/m ² 以上	◎	○	○	耐久性はよいが安定錆ができるまで時間がかかる。(5年程度)
アルミニウム	・軽い金属である ・耐食性がよい ・加工方法が豊富である	・鋼材と比べて強度が低い	引っ張り強さ 22Kgf/m ² 以上	◎	○	◎	初期投資は高いがほとんどメンテナンスフリーである。美観上(汚れ等)半年に一回程度の清掃が必要。
アルポリ板	・軽い ・耐衝撃性に優れる	・90度以上の高温には耐えられない	板厚6mmのもので曲げ弾性率 1912 Kg/mm ²	◎	◎	◎	アルミニウム・ポリエチレン複合板のこと 補強がなして表示板に使える
FRP 封入板 (合成樹脂)	・いたずらに強い	・不飽和ポリエステル樹脂は水で劣化するのでクリア塗装が必要。紫外線で黄変する。		○	○	○	表示板としての使用のみ。
陶磁器	・自然の風合いを出せる ・表面硬度が高く、耐摩耗性に優れる ・古くからある素材で親しみやすい	・製品の大きさに限界がある ・細かい加工ができない		◎	△	△	
銅	・歴史性を持つ	・高価である		◎	△	◎	屋根や木材の木口の保護等に用いられる。短期間で緑青が表面を覆い、景観的になじみやすい。
プラスチック (合成樹脂)	・比重が小さい ・材料のバリエーションが豊富 ・あらゆる加工が可能	・安定感がない ・強度が低い ・人工的なイメージが強い		×	◎	◎	サイン本体には不向きであるが、表示面の保護板としては適している。
チタン	・軽い金属である ・耐食性がよい (海水には完全耐食)	・高価である		◎	×	△	化学処理により虹色に発色する。

出典：「自然公園に係る公共標識の整備指針」(H9、環境庁自然保護局)

表 4-2. 盤面表示手法の比較事例検討表

表示方法	手順	耐候性	美しさ	細かい表現	コスト	均一性	備考
手書き	1.表示面に筆で手書き	×	△	×	◎	×	温かみがある表現が可能
木材に彫り込み色差し	1.木材に文字・図柄を彫り込む 2.彫り込んだ部分にペンキで色を差す	×	△	×	△	×	温かみがある表現が可能
フィルムの切抜きによる表示	1.塩ビ系フィルムを図柄通りにカットし、表示面に貼りつける	○	○	○	◎	◎	臨時の対応として使うことができる フィルムの種類により耐久性はまちまち
スクリーン印刷	1.原稿(図柄・文字・写真)を写真処理またはコンピューター処理にて版下を制作(特色印刷の場合とプロセス印刷がある) 2.版下をスクリーンに投影 3.スクリーンを通して表示面にインクを付着させ、図柄を完成する	○	◎	◎	○	◎	シャープなラインが表現できる 多色刷りには向かない 焼付方式が耐久性がある
クロマリン印刷	1.原稿(図柄・文字・写真)を写真処理またはコンピューター処理にて、4色にカラー分解する(プロセス印刷) 2.各色を透明フィルムにトナーで印刷し、4枚重ね合わせて表示する	○	◎	◎	○	◎	細かい表現ができる コンピューターによる画像管理が可能
静電焼付印刷	1.コンピューター処理にてフルカラーの画面画像を作る 2.トナーを基板に焼き付ける	○	◎	◎	○	◎	航空写真、花の写真が鮮明に表現できる
FRP 封入板	1.特殊紙にシルクスクリン等で印刷したものを FRP(ガラス樹脂強化プラスチック)の中に封入する	△	○	○	○	○	紙への印刷の方法により仕上がりは全く違う
エッチング印刷	1.表示金属面の彫り込まない部分を保護する 2.保護されていない部分を薬品で浸食	◎	◎	○	△	◎	情報の変更ができない 高級感がある
石材の彫り込み(色差し)	1.原稿から彫り込み用の型を作る 2.石に型を当ててショットプラスト等で彫り込む 3.場合によっては彫り込み部分に色を差す	◎	◎	△	△	△	細かい表現ができる 自然景観と調和しやすい
金属・石材による象嵌	1.表示面の図柄を彫り抜く 2.彫り抜いたところへ同じ形に切ったものをはめ込む	◎	◎	×	△	○	細かい表現ができないため、地図表現は不可能 高級感がある
陶磁器への絵付	1.陶磁器に顔料で印刷、または印刷した転写紙を載せ、焼き付ける	◎	◎	○	△	○	半永久的な表示が可能 最近では細かい表現も可能

出典：「自然公園に係る公共標識の整備指針」(H9、環境庁自然保護局)

(5) 案内・解説施設：サイン種別のデザイン事例

目的に応じた表記を行なうが、表示盤面の制約があり、簡潔で分かりやすいことが求められる。文字書体や文字の大きさと色、盤面の色なども検討される。また分かりやすい絵文字・ピクトグラムもよく採用される。

次に標識の整備事例を示す。

1) 案内標識 (サイン)



写真5-1. 釜蓋遺跡 (上越市)
駐車場の案内図。金属フレームにアルミ複合版の盤面、シルク印刷。H 1.8 m、盤面 1.8 × 1.2 m



写真5-2. 馬高・三十稲場遺跡 (長岡市)
石の柱にアルミ板とアクリルの案内板 w 0.8 m、L1.2m
視界を遮らないように低くして覗き込み型としている

2) 誘導標識 (サイン)



写真5-3. 馬高・三十稲場遺跡 (長岡市)
木柱 (20cm 角柱) に地図と方向を示すアクリル板貼り込み



写真5-4. 荒神谷遺跡 (出雲市)
木柱 (20cm 丸柱) に木製文字彫り込みの羽型

3) 解説標識 (サイン)



写真 5-5. 大塚・歳勝土遺跡 (横浜市)
アルミ焼付け塗装、カッティングシート貼り



写真 5-6. 妻木晩田遺跡 (鳥取県大山町)
陶板焼付けの地面埋込み型のサイン
焼付け退色はしない。埋込み型は草が覆うと見づらい。



写真 5-7. 的場遺跡 (新潟市)
御影石のベースに陶板焼付けの盤面埋込み、覗き込み型。陶板 0.6×0.6 m² 枚、高さ 0.6 m



写真 5-8. 馬高・三十稲場遺跡 (長岡市)
木柱木製の本体にアクリル板シルク印刷 (表面フッ素加工による退色防止処理。盤面 1.5×0.9 m



写真 5-9. 大塚・歳勝土遺跡 (横浜市)
金属の枠本体に解説板高さ 0.9 m、盤面約 0.5×0.7 m
高さを抑えた覗き込み型

4) 名称標識 (サイン)



写真 5-10. 藤橋遺跡、ふじはし歴史館 (長岡市)
自然石に名称彫込み 1 m 内外



写真 5-11. 岩宿遺跡 (群馬県みどり市)
コンクリート打ち放しに石の名盤貼込

(6) 案内・解説施設：デジタルコンテンツの導入検討

昨今は、スマートフォンなどの携帯端末の性能向上および普及率の増加から、デジタルコンテンツを用いた展示開発を行っている事例も多く見受けられる。

本史跡においても、3 時期の遺構を的確に伝え、維持管理が容易であるという側面から、デジタルコンテンツの利用が期待される。

その一方で、デジタルコンテンツ技術は日進月歩であり、現在、他施設で導入しているものが今後も最良であるとは限らない。

以下に、デジタルコンテンツの導入事例を示すとともに、今後のデジタルコンテンツの方向性について専門家にヒアリングした結果を示し、本史跡におけるデジタルコンテンツ導入を検討する。

1) デジタルコンテンツの導入事例

デジタルコンテンツの導入事例として、以下のものを挙げる。

表 6-1. デジタルコンテンツの導入

遺跡等名称	実施主体	システム・アプリ名称
特別史跡 ^{さんないまるやま} 三内丸山遺跡	青森県教育庁 文化財保護課	三内丸山遺跡 IT ガイド システム
したのや 下野谷遺跡	西東京市教育部社会教育課 文化財係	VR 下野谷縄文ミュージアム
しだみ 志段味古墳群	名古屋市教育委員会文化財 保護室	Go!Go! しだみ古墳群

①三内丸山遺跡 IT ガイドシステム

ア) 運用開始年：平成 27（2015）年

イ) 実施主体：青森県教育委員会 三内丸山遺跡センター

ウ) 開発費および開発期間：18,150千円/約6か月

エ) 主な機能：VR および音声ガイドによる解説

オ) 使用端末：タブレット貸出（ITガイド）

個人スマートフォン（さんまるミュージアムガイド内QRコード、遺跡内解説板の多言語解説読込アプリ）

カ) 対応言語：英語、中国（繁体・簡体）、韓国、タイ語

キ) 利用環境：施設内Wi-Fi（館内はWi-Fi利用可、ただしITガイドはWi-Fi未使用）
GPS およびマーカーによる位置情報取得



写真 6-1. 史跡指定地内でタブレットをかざすと



写真 6-2. VRにより当時の風景や縄文人の暮らしが見られる



写真 6-3. 博物館内では展示物の傍にあるマーカーに画面を合わせると



写真 6-4. 遺物の拡大、回転や解説が受けられる

② VR 下野谷縄文ミュージアム

- ア) 運用開始年：平成 29（2017）年
- イ) 実施主体：東京都 西東京市 教育部 社会教育課
- ウ) 開発費および開発期間：39,997,260 円 / 7 ヶ月
- エ) 主な機能：VR、音声ガイドつき解説、クイズ、ムービーなど
- オ) 使用端末：個人スマートフォン・タブレット、貸出端末
- カ) 対応言語：日本語、英語、中国（繁体・簡体）、韓国
- キ) 利用環境：史跡地内Wi-Fiなし GPSによる位置情報取得



写真 6-5. 下野谷遺跡タイトル画面



写真 6-6. マップ表示



写真 6-7. 史跡に関するクイズ



写真 6-8. VRによる遺跡探索



写真 6-9. CGムービー

③ Go!Go! しだみ古墳群

ア) 運用開始年：平成 30 (2018) 年

イ) 実施主体：なごや歴史文化活用協議会 (名古屋市教育委員会)

ウ) 開発費および開発期間：19,865,520 円 / 4 ヶ月

エ) 主な機能：古墳時代の風景を再現する VR、古墳埋葬施設を再現する AR、古墳マップ・解説、
キャラクターとの写真撮影、ロール・プレイング・ゲーム機能

オ) 使用端末：個人スマートフォン・タブレット、貸し出し用タブレット

カ) 対応言語：日本語、英語、中国 (繁体・簡体) 語、韓国語

キ) 利用環境：施設内 Wi-Fi 等 GPS による位置情報取得



写真 6-10.しだみ古墳タイトル画面

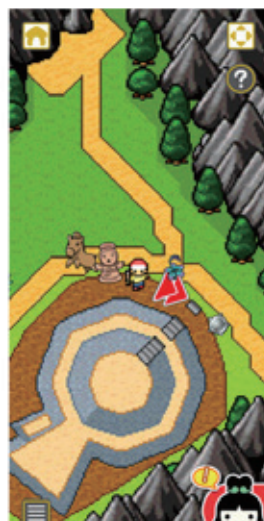


写真 6-11.利用者が古墳周辺を移動すると画面のキャラも動く



写真 6-12.しだみ古墳のキャラクター

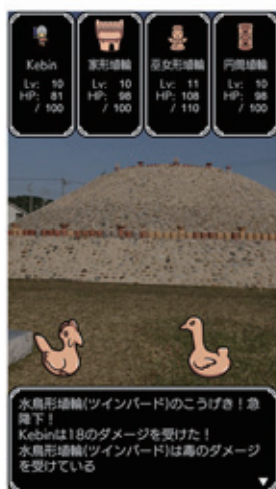


写真 6-13.古墳を題材とした R P G ゲームが楽しめる

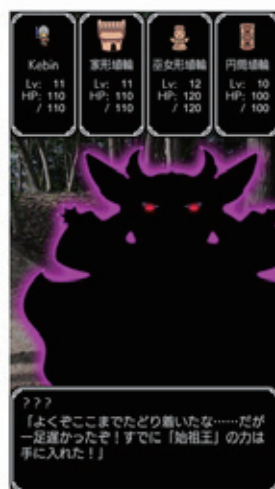


写真 6-14.古墳周辺では当時の様子を再現した 360 度 V R 画像が楽しめる

(7) 管理・運営体制：市民参加による計画事例

表 7-1. 市民参加などの各地の計画事例

遺跡名、報告書名	市民参加
<p>史跡大鹿窪遺跡保存整備基本計画 平成 31 (2019) 年 3 月、 富士宮市教育委員会</p>	<p>9号住居は実際の体験学習として復元を行う場所とする。復元のための場や住居の材料を作り、体験学習時に利用する。設置していない期間は、AR 等で、当時の景観や住居の様子が見られるようにする。</p>
<p>史跡二ツ森貝塚 整備基本構想および整備基本計画 (平成 30 (2018) 年 3 月、 七戸町)</p> <p>史跡梅野木遺跡整備報告書 (平成 30 (2018) 年 4 月、 北杜市教育委員会)</p>	<p>竪穴住居の復元展示する場合、活用事業の中で町民参加により行うことも検討。学校教育や生涯学習との連携や支援団体による活用事業の充実と環境整備。</p> <p>自由動線、展望台、既存東屋撤去、ベンチ、簡易駐車場、トイレ、現地案内所(保管庫も)、将来ガイダンス施設整備</p> <p>「みんなでつくる縄文ムラ」を活用・整備の理念、今後の市民参加の住居復元。竪穴住居づくりボランティアの募集、体験学習会等</p>
<p>史跡下野谷遺跡整備基本計画 (平成 31 (2019) 年 3 月、 西東京市教育委員会)</p>	<p>住民説明会、パネル展示 (ポスターセッション) 下野谷遺跡保存協議会、縄文の森の秋まつり</p>
<p>史跡大塚歳勝土遺跡 (横浜市、取材)</p>	<p>ボランティア解説、体験活動 史博物館と一体的な活動展開・体験学習など</p>
<p>(仮称)「丘珠縄文遺跡公園」整備基本計画 (札幌市)</p>	<p>市民参加による継続的な発掘調査の実施。「市民が育てる成長する公園」として「調査研究」、「展示公開」、「体験活動」を市民ボランティアとの協働で進めていく。</p>
<p>史跡「乙塚 (おとつか) 古墳附段尻巻 (だんじりまき) 古墳整備計画 (土岐市)</p>	<p>市民対象の現地勉強会の実施。 「ふるさと発見体験事業」で小学生等を対象に7つの体験コースを用意し、学芸員による解説や質疑応答も実施。解説の補助ツールとしての遺物のレプリカ作成。 市内の主要な文化・観光施設での遺跡紹介の広報活動。</p>
<p>(仮称) 安満遺跡公園整備構想 (高槻市)</p>	<p>基本理念は「市民とともに育て続ける公園」 サウンディング型市場調査の実施 事業前の市民アンケート 周辺の遺跡も考慮した学習の場、歴史遺産ネットワーク</p>
<p>史跡西沼田遺跡整備事業報告書 (平成 26 (2014) 年 3 月 天童市)</p>	<p>地元住民参加の管理運営のためのワークショップ開催 指定管理者「NPO法人西沼田サポーターズネットワーク」による市民参加型の管理と体験イベント実施、天童市西沼田遺跡公園の設置および管理に関する条例</p>

(8) 関係法令

文化財保護法

昭和 25 年 5 月 30 日

(第 1・2・3・4・93・94・109～133 条 抜粋)

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第一号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第七号及び第八号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用

に努めなければならない。
3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 6 章 埋蔵文化財

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第 94 条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第 97 条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第 4 条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は

特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第133条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第110条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然

記念物につき第109条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第110条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保有のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第五項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第12章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担と

することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第105条第2項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保有施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告九）

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定によ

り前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保有のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保有のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は指定によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第132条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第110条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行つてゐるものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第57条第2項及び第3項、第109条第3項から第5項まで並びに第111条第1項の規定を準用する。

第133条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第59条第1項から第5項まで、第64条、第68条、第111条第2項及び第3項並びに第113条から第120条までの規定を準用する。この場合において、第59条第1項中「第27条第1項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第110条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第4項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第5項中「抹消には、前条第2項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第113条第1項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第118条及び第120条中「第30条、第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第31条第1項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第118条中「第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項」とあるのは「第47条第4項」と、第120条中「第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項」とあるのは「第47条第4項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令

昭和 50 年 9 月 9 日 政令第 267 号

(第 5 条第 4 項 抜粋)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第 5 条 (略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第 115 条第 1 項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第 115 条第 1 項(法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの

(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第 130 条(法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則 昭和26年 文化財保護委員会規則第8号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第74条第3項で準用する同法第31条第3項の規定並びに同法第75条で準用する同法第32条及び第33条の規定に基き、並びに同法第75条で準用する同法第32条第1項及び第33条並びに同法第82条の規定を実施するため、同法第15条第1項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第2条 法第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第3条 法第120条で準用する法第32条第1項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第4条 法第120条で準用する法第32条第2項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第5条 法第120条で準用する法第32条第3項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き、損等の状態を示すキヤビネ

型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第7条 法第115条第2項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第1項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第8条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第167条第1項第一号及び第二号の場合に係るときは第3条の規定を、法第167条第1項第三号の場合に係るときは第6条の規定を、法第167条第1項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第六号)

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文科科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則 昭和 29 年 文化財保護委員会規則第 9 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 80 条の 2 第一項(同法第 90 条第 2 項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 127 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第 2 条 前条第 1 項の届出の書面又は同条第 2 項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第 3 条 法第 127 条第 1 項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第 4 条 法第 127 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第 118 条又は第 120 条で準用する法第 35 条第 1 項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第 122 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第 125 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第 5 条 法第 167 条第 1 項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第 1 条から第 3 条までの規

定を準用する。

2 法第 167 条第 1 項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第 168 条第 1 項第一号又は第 2 項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第 169 条第 1 項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

附 則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年一二月二六日文部省令第三一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三号) 抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 昭和26年 文化財保護委員会規則第10号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第80条の規定を実施するため、同法第15条第1項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、

その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第6条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及

びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第7条 令第5条第7項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月二九日文化財保護委員会規則第八号)

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年六月二七日文化財保護委員会規則第三号)

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年一月二六日文部省令第三一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月八日文部省令第八号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二一日文部科学省令第三六号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

都市計画法

昭和 43 年法律第 100 号

(第 7・29・34 条 抜粋)

(区域区分)

第 7 条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地又は同条第 4 項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域又は同条第 4 項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

(都市再開発方針等)

第 7 条の 2 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針（以下「都市再開発方針等」という。）を定めることができる。

一 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による都市再開発の方針

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定による住宅市街地の開発整備の方針

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 76 号）第 30 条の規定による拠点業務市街地の開発整備の方針

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号。以下「密集市街地整備法」という。）第 3 条第 1 項の規定による防災街区整備方針

2 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。）は、都市再開発方針等に即したものでなければならない。

(開発行為の許可)

第 29 条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画

区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四 都市計画事業の施行として行う開発行為

五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

九 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第 22 条第 2 項の告示がないものにおいて行う開発行為

十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第 1 項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

(開発許可の基準)

第 34 条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第29条第1項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為

五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為

六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがな

いと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為

農地法

昭和 27 年 7 月 15 日

(第 1・5 条 抜粋)

(目的)

第 1 条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第 5 条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第 4 項において同じ。）にするため、これらの土地について第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第 4 項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は都道府県が、前条第 1 項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合
 - 二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第 4 条第 4 項第一号の権利が設定され、又は移転される場合
 - 三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第 2 条第 3 項第三号の権利が設定され、又は移転される場合
 - 四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合
 - 五 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合
 - 六 前条第 1 項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合
 - 七 その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、

することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第 26 条第 1 項の規定による告示に係る事業の用に供するため第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地

ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集团的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2)(1) の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにするため第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地（同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。）以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、

又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。

七 農地を採草放牧地にするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

3 第3条第5項及び第7項並びに前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

4 国又は都道府県が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合には、農林水産大臣との協議）が成立することをもって第1項の許可があつたものとみなす。

5 前条第3項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

農業振興地域の整備に関する法律 昭和44年法律第58号 (第1・13・15条 抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

(農業振興地域整備計画の変更)

第13条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第1項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第9条第1項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三 当該変更により、農用地区域内における効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

四 当該変更により、農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

五 当該変更に係る土地が第10条第3項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について第1項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 第8条第4項及び第11条(第12項を除く。)の規定は市町村が行う第1項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第9条第2項及び第11条第12項の規定は都道府県が行う第1項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第12条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第2項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替えるものとする。
(交換分合)

第13条の2 市町村は、第8条第1項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は前条第1項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合において、農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件からみてその定めようとする農業振興地域整備計画に係る農業振興地域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある農用地等の一部が農用地等以外の用途に供されることが見通されることにより、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するため特に必要があると認めるときは、その定めようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる場合において、農業振興地域整備計画の達成に資するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

一 農用地区域内における土地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮して、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農用地区域内における土地の農業上の効率的な利用を確保するため、農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地を農用地とし、農業振興地域整備計画のうち第8条第2項第二号に掲げる事項に係るものの実施を促進する必要があると認める場合 農用地区域内にある農用地とすることが適当な土地

二 第18条の2第1項の認可を受けた同項の協定において定められた同条第2項第二号に掲げる施設を当該協定において定められた同項第三号イに掲げる区域に設置することを促進する必要があると認める場合 当該協定において定められた同号イに掲げる区域内の土地

3 市町村は、前2項の規定により交換分合を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 交換分合計画は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

5 農用地以外の土地を含めて交換分合計画を定めようとするときは、第13条の5において準用する土地改良法第99条第2項の規定によるほか、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該交換分合により当該土地についてこれらの権利を取得すべき者のすべての同意を得なければならない。

第13条の3 交換分合計画においては、その交換分合計画に係る土地の所有者の申出又は同意があつた場合には、その申

出又は同意に係る土地の所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定めることができる。この場合において、その所有者が失うべき土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、市町村は、その所有者が取得すべき土地を定めないことについてこれらの者のすべての同意を得なければならない。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

3 第1項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。

第13条の4 交換分合計画においては、前条第1項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定める場合には、その所有者が失うべき土地の地積を合計した面積を超えない範囲内で、その交換分合計画に係る土地に含まれる一定の土地を、その交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定めることができる。

2 前項の規定により当該交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定めることができる土地は、農業振興地域整備計画においてその整備に関する事項が定められている施設で政令で定める要件を備えるものの用に供するための土地でなければならない。

3 第1項の規定により当該交換分合計画に係る土地を取得すべき者として定めることができる者は、市町村、農業協同組合、土地改良区その他政令で定める者のうち、当該土地を取得することにつき市町村が適当と認める者でその同意を得たものでなければならない。

4 前条第2項の規定は、第一項の場合について準用する。

第13条の5 土地改良法第99条（第1項を除く。）、第101条第2項、第102条から第107条まで、第108条第1項及び第2項、第109条、第112条、第113条、第114条第1項、第115条、第118条（第2項を除く。）並びに第121条から第123条までの規定は、第13条の2第1項及び第2項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

（集落農業振興地域整備計画及び景観農業振興地域整備計画）

第13条の6 第8条第1項の市町村は、同条に定める農業振興地域整備計画のほか、別に法律で定めるところにより集落農業振興地域整備計画及び景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

森林法

昭和 26 年法律第 249 号

(第 1・5・25 条 抜粋)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(地域森林計画)

第 5 条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第 41 条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第 4 条第 3 項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(指定)

第 25 条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあっては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域

その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第 3 条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

3 農林水産大臣は、第 1 項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、第 1 項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。

第 25 条の 2 都道府県知事は、前条第 1 項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第 1 項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

国史跡 耳取遺跡 整備基本計画

令和3(2021)年3月30日

編集・発行	見附市教育委員会 〒954-8686 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号 電話：0258-62-1700(代表) FAX：0258-63-1006
編集協力	株式会社グリーンシグマ 〒950-2042 新潟県新潟市西区坂井700番地1 電話：025-211-0010(代表) FAX：025-269-1134
印刷・製本	株式会社ハイングラフ 〒950-2022 新潟県新潟市西区小針1丁目11番8号 電話：025-233-0321(代表) FAX：025-233-0322

